

追加型投資信託「ターゲットファンド日経225」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取：西堀 利)は、追加型投資信託「ターゲットファンド日経225」の取り扱いを開始いたします。

今回取り扱いを開始する商品は、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指す投資信託で、平成26年6月23日以前において、1万口当たりの基準価額が12,000円以上となった場合、組み入れ株式を売却またはマザーファンド受益証券を解約し、公社債などによる安定運用に切り替えた後、繰上償還の手続きを行います。当ファンドを商品ラインアップに加えることにより、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えします。

当ファンドの主な特色は、以下のとおりです。

- ・ 当初申込み期間は平成21年7月6日から同7月23日、継続申込み期間は同7月24日から同10月23日です。(1)
 - ・ わが国の株式を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指します。(2)
 - ・ 平成26年6月23日以前において、1万口当たりの基準価額が12,000円以上となった場合、組み入れ株式を売却またはマザーファンド受益証券を解約し、公社債などによる安定運用に切り替えた後、繰上償還の手続きを行います。(3)
- 1 お申込み価額は、当初申込み期間は1口当たり1円、継続申込み期間は取得申込み日の基準価額となります。ただし、継続申込み期間において基準価額が11,000円以上となった場合には、翌営業日以降の取得申込みは出来ません。
 - 2 日経平均株価とは、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社より算出、発表されています。日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その語謬、遅延または中断に対して責任を負いません。本商品について、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。
 - 3 平成26年6月24日以降、基準価額が12,000円以上となった場合には、組み入れ株式を売却またはマザーファンド受益証券を解約し、公社債などによる安定運用への切り替えは行いますが、繰上償還は行わず、満期償還にて対応します。なお、基準価額が12,000円以上となった場合は、できるだけ速やかに組み入れた株式を売却またはマザーファンド受益証券を解約し、公社債等による安定運用に移行後、繰上償還を行うか、もしくは満期償還まで運用を継続しますが、繰上償還または満期償還までの期間における組み入れ資産の価格変動(安定運用に移行するまでの株式の価格変動要因を含みます。)や信託報酬の負担等の影響により、1万口当たりの償還価額が12,000円を下回ることがあります。

当ファンドは、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組み入れ株式の価格の下落や、組み入れ株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。また、お客さまにご負担いただく手数料があります。なお、手数料の種類等を含めた概要は添付資料でご確認いただき、くわしい商品内容は、当行店頭や投資信託説明書(目論見書)および目論見書補完書面などでご確認ください。

当行では、今後ともお客さまに一層ご満足いただけるよう積極的に商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

株式会社みずほ銀行

登録金融機関 関東財務局長 (登金)第3号

加入協会 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

下記の事項は、「ターゲットファンド日経２２５」をお申し込みされるお客さまに、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（目論見書）および目論見書補完書面の内容をよくお読みください。

記

■ ファンドに係るリスクについて

当ファンドは実質的に国内の株式を主な投資対象としますので、組み入れ資産の価格の下落や組み入れ資産の発行体等の収益性悪化および資金繰りの悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失が生じることがあります。したがって、お客さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に以下のようなものがあります。くわしくは投資信託説明書（目論見書）の「投資リスク」および目論見書補完書面を必ずご確認ください。

「株価変動リスク」、「基準価額と日経平均株価の連動性に関するリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「金利変動リスク」等

■ ファンドに係る手数料等について

ご購入時から換金・償還までの間に、お客さまに直接または間接にご負担いただく費用は、次のとおりです。

(１) 直接ご負担いただく費用

時 期	項 目	費用・税金	
取得申込時	申込手数料	お申込金額に応じて、以下に定める手数料率を購入 価額（＊）に乗じた金額	
		お申込金額	手数料率
		1 億円未満	1.05％（税込）
		1 億円以上	0.525％（税込）
換金時(解約請求)	信託財産留保額	ありません	

（＊）取引時に適用される価額は以下のとおりです。

購入価額	取得申込受付日の基準価額
換金価額	換金受付日の基準価額

(２) 間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用

時期	項 目	費用・税金
毎日	信託報酬	純資産総額に対して 年率 0.5775%（税込）
随時	その他費用	監査費用、売買委託手数料等 詳細は投資信託説明書（目論見書）をご確認ください。

当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。

（2009 年 7 月 6 日現在）

■ **商品概要** くわしくは、当行店頭や投資信託説明書（目論見書）および目論見書補完書面でご確認ください。

商 品 分 類	追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型
委 託 会 社	みずほ投信投資顧問
受 託 会 社	みずほ信託銀行（再委託：資産管理サービス信託銀行）
販 売 会 社	みずほ銀行
主 な 投 資 対 象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価（225種・東証）に採用されている銘柄またはM H A M株式インデックス225マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	日経平均株価（日経225）
ファンドの特色 および投資方針	- わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価（225種・東証）に採用されている銘柄に投資を行い、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します。 - 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の資産規模によっては、M H A M株式インデックス225マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、日経平均株価（225種・東証）に採用されている銘柄に投資を行う場合があります。 1万口当たりの基準価額（過去において支払った収益分配金の金額は含みません。以下同じ）が12,000円以上となった場合には、組み入れた株式を売却またはマザーファンド受益証券を解約し、公社債などによる安定運用に切り替えた後、繰上償還を行います。ただし、1万口当たりの基準価額が12,000円以上となった日が平成26年6月24日以降であった場合には、組み入れた株式を売却またはマザーファンド受益証券を解約し、公社債などによる安定運用への切り替えは行いますが、繰上償還は行わず、満期償還にて対応します。
主 な 投 資 制 限	株式への投資割合に制限を設けません。
主 な リ ス ク	株価変動リスク、基準価額と日経平均株価の連動性に関するリスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク等
当 初 申 込 み 期 間	2009年7月6日(月)から2009年7月23日(木)まで
継 続 申 込 み 期 間	2009年7月24日(金)から2009年10月23日(金)まで ただし、上記継続申込み期間中であっても、1万口当たりの基準価額が11,000円以上となった場合には、翌営業日以降の取得申込みの受け付けはできません。
信 託 設 定 日	2009年7月24日(金)
信 託 期 間	2009年7月24日から2014年7月23日まで（繰上償還条項付）
決 算 お よ び 収 益 分 配	年1回(原則として7月23日、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日) 毎期、決算日に収益分配方針にもとづき分配を行います。 ただし、分配対象収益が少額の場合や基準価額の水準等によっては分配を行わないことがあります。
元 本 単 位	当初1口あたり1円
購 入 ・ 換 金 申 込 み 期 間	購入：上記申込み期間ご参照 換金：毎営業日可
購入換金の締切時間	午後3時（半日営業日は午前11時）
購 入 単 位	1万円以上1円単位
購 入 時 の 価 額	当初申込み期間：1口あたり1円 継続申込み期間：申込受付日の基準価額
換 金 単 位	1口単位 買取請求の取り扱いも可
換 金 時 の 価 額	申込受付日の基準価額
換 金 の 支 払 い	換金(解約)請求受付日から起算して4営業日目に指定預金口座へ入金

注）ファンドに係る手数料等については、前項「ファンドに係る手数料等について」をご覧ください。

- 投資信託は預金・金融債・保険契約ではありません。投資信託は預金保険・保険契約者保護機構の対象ではありません（ただし、お預かりした円資金は、信託設定前は預金保険の対象となります）。
- 登録金融機関が取り扱う投資信託は投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。
- みずほ銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社（外国籍投資信託の場合には管理会社）が行います。投資信託の運用による利益および損失は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものもあります。
- 投資信託をご購入の際は必ず「投資信託説明書（目論見書）」および「目論見書補完書面」をご覧ください。「投資信託説明書（目論見書）」および「目論見書補完書面」はみずほ銀行の本支店および一部の出張所の窓口にご用意しております。

（2009年7月6日現在）